

議案第4号

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

四街道市一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和6年11月25日提出

四街道市長 鈴木陽介

提案理由

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の給与改定に関する勧告に準じ、特別職の職員の手当の支給割合並びに一般職の職員の給料の支給額及び手当の支給割合の改定、その他所要の規定の整備を行うため提案するものであります。